〇〇〇〇〇〇工事

工種別施工計画書

電 気 設 備 工 事

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇電設株式会社

〇〇〇〇　●● ●●

目　　次

１．総　　則

２．接地工事

３．電力設備工事

４．情報通信設備工事

５．防災設備工事

１．総　　則

１）適用範囲

本施工計画書は木造建築工事の一部として契約される強電設備工事及び弱電設備工事に関し、戸建て住宅であれば住戸への引き込みより端末まで、集合住宅及び非住宅建築では各階あるいは各室の分電盤より端末側の工事に適用する。高圧電気設備については本施工計画書外とする。

２）関連法令等への準拠

本電気設備工事は、電気事業法、電気用品取締法、電気設備技術基準、電気工事士法等の電気関係法規、消防法及びこれら関連法令・規程等に適合するように施工するものとする。

３）一般事項

ａ．使用機材

器材はすべて新品とし、設計図書に指定された規格に適合するものを使用する。明記のないものについては、カタログ等の資料を提出し、監理者と協議のうえ承諾を得て使用する。

ｂ．機能試験・性能試験

設計図書で指定されたものについては、機能・性能等について定められた試験を行い、異常のないことを確認し、報告書を提出する。

ｃ．器材の製作

特記された器材は、カタログ類または製作図を提出して監理者の承諾を受けたのち、製作にかかる。ただし JIS 規格商品、BL 認定品、その他公的認定品は除く。

ｄ．設計図および仕様書で指定された製作器材は、工場において監理者による製品検査を受け、問題がないことを確認してから現場に搬入する。

ｅ．見本品提出

設計図書または監理者より指示のあった場合は、見本品を提出し、承諾を受ける。

ｆ．施工の立会い

コンクリート内の電線管埋め込み、防火区画貫通部の耐火処理、接地極の埋設、機器の取付け用金物設置等については、監理者立ち会いのうえで施工する。また、隠蔽部の施工については工程写真を撮影する。

ｇ．耐震構法

使用器材や配線類は強震時に脱落や転倒しないように固定する。

ｈ．木板

器具を取り付けるための木板については、堅木、準堅木、あるいは耐水合板とし、耐水性のある合成樹脂塗料またはクリアワニス仕上げとする。

ｉ．取扱説明書

配線盤類、電源設備、加熱機器、弱電装置については、引渡し時に取扱説明書を提出する。また集合住宅にあっては、各住戸ごとに漏電遮断機、天井付きシーリングの重量制

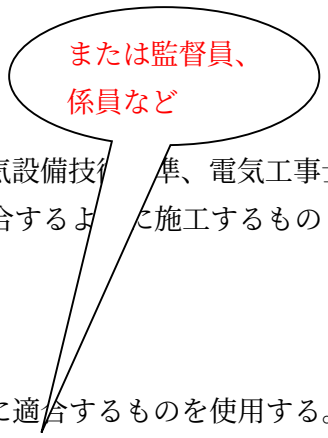

限、100V－200V 切替え配電盤、漏電遮断器、温水暖房機、電気調理器、タイマースイッチ、各種情報端子、住宅情報盤、ガス漏れ警報器、火災検知器等の取扱説明書を提出する。

2．接地工事

1）使用材料（必要に応じて、または別紙で使用材料の一覧表など）

品　　名	種　　別	規格・仕様	メーカー	数　量

2）照明器具の接地

ａ．照明器具の接地種別

（1）照明器具は第 3 種接地工事とし下記による。

（2）40 形以上の蛍光灯器具、ラピッドスタート式蛍光灯器具、高圧水銀灯等の放電灯、対地電圧が 150V を超える放電灯以外の照明器具、防水器具や湿気の多い場所で人が容易に触れる恐れのある場所に設ける金属製器具における金属部及び別置安定器の金属外箱とする。

（3）ただし管灯回路の使用電圧が 150V 以下の放電灯を乾燥した場所に設ける場合は接地を省くことができる。

3）接地線

ａ．接地線工事に用いる電線断面は下記による。

（1）接地線は緑または緑・黄の組合わせのビニル電線とし、その断面は下記による。

（2）第一種接地工事とする場合、接地母線と避雷器は 14mm2 以上、その他は 5.5mm2 以上とする。

4）接地工事の留意事

接地工事に　　留意する。

ａ．接地極　　所に埋設し、深さは地表から 750mm 以上とする。

ｂ．接　　構造的に確実に結合する。

ｃ．接　　のある絶縁物で覆う。

ｄ．接　　る地上部は管に収めて保護する。

ｅ．接　　んだ付けしてはならない。

ｆ．接地　　ーンレス管による。

ｇ．接地端　　接地先を示す表示札を取付ける。

5）接地の表示

接地極の埋設位置には、近傍の場所に、接地抵抗値、接地種別、埋設位置と深さ、工事年月日を記した埋設表示を付ける。

3．電力設備工事

1）使用器材

ａ．電線類

使用する電線類は、設計図書又は仕様書に規定されたものを使用する。指定のないものについては監督員と協議の上うえ承諾を得て使用する。

ｂ．配線用被

配線に、設計図書又は仕様書に規定されたものを使用する。指定のない場合。

ｃ．配

配線材・配電盤・分電盤等の機材はすべて指定がないものについては、監理者と協

ｄ．盤類

低圧用個数の 10%かつ 1 個以上を用意する。

ｅ．配線器具

(1) 配線機具類は仕様書に適合するものを使用する。指定がないものについては、監理者と協議の上うえ承諾を得て使用する。

(2) 配線用器具の呼称と規格は表－1 による。

表－1　配線用器具の呼称と規格

コンセント・プラグ	JISC 8303「配線用差込接続器」
スイッチ	JISC 8303「配線用差込接続器」
プレート	JISC 8316「フラッシプレート」
リモコンリレー・スイッチ リモコン用トランス	JISC 8360「リモコンリレー及びリモコンスイッチ」 JISC 8361「リモコン変圧器」

ｆ．使用材料一覧（必要に応じて、または別紙で使用材料の一覧表などで提出）

品　　名	規格・仕様	メーカー	数　量

2）電力配線の施工

ａ．電線管[illegible]事項

金属[illegible]管、金属ダクトなどの電線管類を建物の躯体部に隠蔽して[illegible]程により移動・分断・変形などが起きないように確実に[illegible]いても変形や損傷のないよう十分留意する。

ま[illegible]を使用する場合は、電線管類の施工位置を図面や現場に明[illegible]

ｂ．電線の[illegible]

電線は下記により色分けをする。

表－2　電線の色分け

直　　流	マイナス側　青	プラス側　赤
低圧／交流	単相２線　　接地側　白又は薄青	ホット側　赤又は黒
	単相３線　　接地側　白又は薄青	ホット側　赤及び黒
	三相３線　　接地側　白又は薄青	ホット側　赤及び青
	三相４線　　接地側　白又は薄青	ホット側　赤・黒・青

ｃ．電線の接続

（1）電線管類の内部では電線の接続を行わない。

（2）絶縁部の剥取りにおいては、芯線を傷つけぬように留意する。

（3）心線の接続には圧着スリーブ、電線コネクター、圧着端子等の使用箇所に適した金具と圧着工具を使用する。

（4）電線の接続部においては電線の絶縁被覆と同等以上の絶縁材で被覆する。

（5）低圧ケーブ[illegible]電線の絶縁被覆と同等以上の絶縁材で被覆するか、樹[illegible]

（6）水[illegible]縁は、自己融着テープ等で隙間なく絶縁し[illegible]

（7）[illegible]の絶縁物と同等以上の耐火性、耐熱性

ｄ．隔[illegible]

（1）[illegible]管類に収容しない。

（2）[illegible]圧電線回路、弱電配線、ガス管、給水管・[illegible]隔離するか、あるいは高圧電線回路側を耐火性[illegible]により遮断する。

ｅ．電線と機器の接[illegible]

（1）配線部と器具部の接続部には、張力や曲げ応力のかからぬように注意する。

（2）電線と機器の接続はネジ止め、クランプ止め、圧着端子などで確実に固定する。

ｆ．低圧の配線の絶縁抵抗値

電線の相互間及び大地間との絶縁抵抗値は、器具及び開閉器で開いた区間ごとに 500MΩ以上とする。

g．配管施工の一般事項

（1）配線管類の内法断面は将来の通線量に見合ったものとする。

（2）管の敷設に当[illegible]度に支障のないような場所を選ぶ。

（3）管の端[illegible]かに仕上げる。

（4）配線[illegible]曲げ角度の合計 270°以下とする。

（5）配[illegible]以上を原則とする。

（6）[illegible]やハンガーを使用し 1.8m 以下の間[illegible]線で鉄筋に固定し型枠面より離す。

（7）[illegible]構成面に平行に敷設し、固定はサド[illegible]

（8）露[illegible]する場合は、金属製の固定金物や固定[illegible]枠を[illegible]

（9）露出[illegible]しないように管端は下方に立ち下げる。

（10）ボックス[illegible]部に固定する。

（11）空配管には通線用[illegible]被覆鉄線を収容する。

（12）管の接続はネジ付あるいはネジ無しカップリングを使用し確実に接続する。

（13）管とボックスや分電盤との接続に当たっては、ねじ込み接続とするか、あるいは接続部の両面をロックナットで締め付け、管の端部にはブッシングを取付ける。

（14）金属配管を接地する場合は管とボックスや分電盤との接続にはボンド線で接続を行う。

（15）水掛り部あるいは多湿な部位の金属配管の接続部は豊亜鉛塗料などで防錆処理を行う。

h．合成樹脂管の施工.

（1）合成樹脂管類を構造部に取り付ける場合はサドルやハンガーを使用し 1.5m 以下の間隔とする。コンクリートに打ち込まれる場合は鉄線で鉄筋に固定し型枠面より離す。

（2）露出配管は、壁[illegible]を考えて室内の構成面に平行に敷設し、固定はサドルやハ[illegible]する。

（3）管相互[illegible]ップリング内面にはビニル用接着剤を使用[illegible]

（4）管[illegible]クスか、ボックス用コネクタで配管を[illegible]

（5）管[illegible]を使用する。

ｉ．可と[illegible]

（1）管[illegible]るが、管の取外しが可能な場合は 3 倍以[illegible]

（2）可とう[illegible]ドルやハンガーを使用して 1m 以下の間隔で固定し、[illegible]管とボックス類の接続部の近傍も固定する。

（3）管とボックス類の接[illegible]ては、ボックス用コネクタを使用して配管を固定し、管の端部にはブッシングを取付ける。

（4）接地用ボンドは前項 g.（14）による。

ｊ．合成樹脂線ぴの施工

（1）合成樹脂線ぴは屋内の見え掛かりの場所又は蓋の開閉可能な場所とし、床や損傷し易い突出部には設

（2）合成樹脂ネジ止め、あるいは接着材併用によりねじ止めと び 100mm の位置でネジ止めとする。

（3）合成 てはわずかな隙間を明けて取付ける。

（4）合 場合は専用の器具を使用する。

ｋ．金属

（1）金 用可能な場所に使用する。

（2）金 トあるいはあと施工アンカーなどによ 0mm 以下で建物躯体に確実に固定する。

（3）ダクト 接続は隙間なく突合わせ、機械的かつ電気的に確実に 確実な場合には盤とダクトをボンド線で接続する。

（4）ダクト内部の配線は整然と並べ、端部および分岐部は回路名・行先等を表示する。

ｌ．ケーブル配線およびケーブルラックの施工

(1)ケーブルはその断面に適合するサドルあるいはステープルで 1m間隔以下で下地に固定する。ただし屈曲部では 500mm 以下、ケーブル相互およびケーブルとボックス・器具類の接続部は接続位置の近傍で固定する。

（2）梁下の渡りなどでケーブルの固定間隔が 2000mm を超える場合は、ケーブルを支持する補助材により支持する。

（3）ケーブルを隠蔽部に収容する場合で、ケーブルに外部より力がかからない場合は、転がし配線とすることができる。

（4）ケーブルラックにケーブルを搭載する場合は、1000mm 以内に支持枠、結束線などを用いて整然と固定する。

(5)ケーブル相互の接 ケーブル量に対して適切な大きさのものとする。

（6）発熱の恐

（7）ケーブ

（8）ケーブ 保護し、シース材を適当な方法で固定

（9）鋼製ケ トあるいはあと施工アンカーボルト mm 以下の間隔に固定する。アルミニ で 1500mm 間隔、垂直部で 2000mm 以

m．フラットケーブ

アンダーカーペット ットケーブルの施工は、JISC 3652「電力用フラットケーブルの施工方法」による。

ｎ．分電盤の設置

分電盤の外枠は仕上げ面の位置を考えて構造体あるいは型枠に強固に取り付ける。

o．位置ボックスおよびジョイントボックス等の設置

（1）位置ボックスおよびジョイントボックスの大きさ・形状は表－3 による。

表－3　ボックス類の大きさ・形状

天井構造体に埋込み	八角ボックス深さ 54mm・75mm
吊り天井に埋込み	八角ボックス深さ 75mm 中型四角アウトレットボックス深さ 54mm・44mm
コンクリート壁埋込み	中型四角アウトレットボックス 44mm スイッチボックス深さ 44mm
木造壁・乾式構造壁	スイッチボックスあるいはアウトレットボックス深さ 44mm
可動間仕切り壁	スイッチボックス深さ 30～36mm

（2）スイッチ・コンセント・照明器具等の取り付け位置には位置ボックスを設ける。位置ボックスに照明器具を取付ける場合は重量による引抜きにたえるように取付ける。

（3）配管配線よりケーブル配線に移行する部分にはジョイントボックスを設置する。

（4）プルボックスの大きさが長辺 200mm 以下では 2 か所、これを超える大きさの場合は、4 箇所でネ[illegible]固定する。

（5）ボックス[illegible]いようにする。深くなり過ぎた場合は継ぎ枠を[illegible]

（6）プ[illegible]るプルボックス内では、防火的な隔[illegible]プなどで保護する。

p．ケ[illegible]

ケ[illegible]定に適合するものとし、日本建[illegible]

特記[illegible]る。

q．地中[illegible]

（1）埋[illegible]のないようにする。

（2）掘削[illegible]丁寧に埋め戻す。

（3）土かぶり[illegible]

（4）管路は鋼管、陶[illegible]、金属の場合は防食処理あるいは防食テープ二重巻きとする。

（5）管路内には土砂や水が入らぬよう留意し、通線に先立ち管内をブロワー等で清掃する。

（6）トラフはコンクリート製とし、隙間のないように敷き並べ内部に砂を充填する。

（7）ケーブル接続は管路内やトラフ内では行わずハンドホールを設けて接続する。

（8）建物内への引込みに当たっては、水が管路内や室内に侵入しないように留意する。

3．電灯設備の施工

1）器具の取付け

a．電灯機器の取付け　　機器重量、機器にかかる外力を考慮し、十分な耐力と耐久性の　　工図により監理者の承諾を得て施工する。

b．天井取　　ートボルト、あと施工アンカーなどを使用して　　その影響も考慮して固定する。

c．器　　うにする。

d．壁　　、仕上面に対し正しく取付ける。

e．灯　　たは黄銅製とし、適切な長さのものと

2）器具の　　

器具の　　

a．白熱灯　　覆のゴムコードを使用し、端部にほつれ止めのための　　リング内に適切なコード止めを施す。

b．天井埋め込みの　　断熱材、可燃性天井下地に対して安全な構造の形式(S形)とするか、これらと 100mm 以上離し、放熱を考慮して取付ける。

4．太陽光発電装置

太陽光発電装置は製造メーカーの施工要領によって施工する。

5．通信設備工事

1）使用器材

a．主な使用器材

（1）電線類

（2）配線用補助材類

（3）端子接続箱

（4）パッチパネル

（5）住宅用情報機器盤

（6）電話用機器

（7）テレビ共同受信機器

（8）オートロックドア装置

（9）構内情報通信網装置等

b．これらの器材はすべて設計図および仕様書に適合するものを使用する。指定がないものについては、監理者と協議の上うえ承諾を得て使用する。

c．使用材料一覧表（必要に応じて、または別紙で使用材料の一覧表など）

品　　名	規格・仕様	メーカー	数　量

2）配線の施工

a．電線管類の設置のための一般事項

（1）金属管、合成樹脂管、可撓電線管、金属ダクトなどの電線管類を建物の躯体部に隠蔽して取付ける場合には、その後の工程により移動・分断・変形などが起きないように確実に固定するとともに、後施工においても変形や損傷のないよう十分留意する。

（2）また後工程で　　類を使用する場合は、電線管類の施工位置を図面や現場に明

（3）弱電　　ランス等の絶縁要素を介在させる。

b．電線の

電線　　の容易なように色分けを行う。

c．電線

（1）

（2）　　に留意する。

（3）　　圧着端子等の使用箇所に適した金具と圧

（4）電線　　同等以上の絶縁材で被覆する。

（5）低圧ケー　　線の絶縁被覆と同等以上の絶縁材で被覆するか、樹脂モール　　縁する。

（6）水掛りあるいは湿気の多い場所の接続部の絶縁は、自己融着テープ等で隙間なく絶縁し、さらに絶縁テープをきつくまいて保護する。

（7）耐火ケーブル、耐熱ケーブルの接続部はこれらの絶縁物と同等以上の耐火性、耐熱性のある絶縁物で接続する。

d．隔離条件

弱電配線は強電配線と同一の電線管類に収容しない。ただし堅牢な隔壁を内部に有する電線管類、光ファイバー配線は除く。

e．電線と機器の接続

（1）配線部と器具部の接続部には、張力や曲げ応力のかからぬようにする。

（2）電線に引張力のかかる部分は、接続部に力のかからぬよう適切な張力止を設ける。

（3）電線と機器の接続はネジ止め、クランプ止め、圧着端子などで確実に固定する。

ｆ．弱電配線の絶縁抵抗値

特記による。

ｇ．配管施工の一般事項

（1）配線管類の内法断面[illegible]量に見合ったものとする。

（2）管の敷設に[illegible]支障のないような場所を選ぶ。

（3）管の端[illegible]仕上げる。

（4）配線[illegible]角度の合計 270°以下とする。

（5）配[illegible]上を原則とする。

（6）隠[illegible]ハンガーを使用し 1.8m 以下の間隔[illegible]で鉄筋に固定し型枠面より離す。

（7）露[illegible]成面に平行に敷設し、固定はサドルや[illegible]

（8）露出[illegible]る場合は、金属製の固定金物や固定枠を使用[illegible]

（9）露出配管の[illegible]しないように管端は下方に立ち下げる。

（10）ボックスとの接[illegible]構造部に固定する。

（11）空配管には通線用のビニル被覆鉄線を収容する。

（12）管の接続はネジ付あるいはネジ無しカップリングを使用し確実に接続する。

（13）管とボックスや分電盤との接続に当たっては、ねじ込み接続とするか、あるいは接続部の両面をロックナットで締め付け、管の端部にはブッシングを取付ける。

（14）金属配管を接地する場合は管とボックスや分電盤との接続にはボンド線で接続を行う。ネジ込み接続等で電気的接続が確実な場合を除く。

（15）水掛り部あるいは多湿な部位の金属配管の接続部は豊亜鉛塗料などで防錆処理を行う。

（16）垂直管路内では、各階ごとにプルボックス内で支持する。

ｈ．合成樹脂管の施工

（1）合成樹脂[illegible]る場合はサドルやハンガーを使用し 1.5m 以下の間隔と[illegible]場合は鉄線で鉄筋に固定し仮枠面より離す。

（2）[illegible]て室内の構成面に平行に敷設し、固定はサ[illegible]する。

（[illegible]カップリング内面にはビニル用接着剤を[illegible]

[illegible]ボックスか、ボックス用コネクタで配管[illegible]

（5[illegible]ングを使用する。

ｉ．可とう[illegible]

（1）管の曲[illegible]6 倍以上とするが、管の取外しが可能な場合は 3 倍以上とする。

(2) 可とう電線管を構造部に取り付ける場合はサドルやハンガーを使用して 1m 以下の間隔で固定し、管の接続部、管端部、及び管とボックス類の接続部の近傍も固定する。

(3) 管とボックス類の接続に当たっては、ボックス用コネクタを使用して配管を固定し、管の端部にはブッシングを取付ける。

(4) 接地用ボンドは前項の ｇ.（14）による。

ｊ. 合成樹脂線ぴの施工

(1) 合成樹脂線ぴは[illegible]所又は蓋の開閉可能な場所とし、床や損傷し易い突出部に[illegible]

(2) 合成樹[illegible]止め、あるいは接着材併用によりねじ止めと[illegible]100mm の位置でネジ止めとする。

(3) 合[illegible]わずかな隙間を明けて取付ける。

(4) 合[illegible]合は専用の器具を使用する。

ｋ. 金属ダ[illegible]

(1) 金属[illegible]開可能な場所に使用する。

(2) 金属ダ[illegible]ルトあるいはあと施工アンカーなどにより水[illegible]3000mm 以下で建物躯体に確実に固定する。

(3) ダクト相互およびダ[illegible]配電盤の接続は隙間なく突合わせ、機械的かつ電気的に確実に接続する。電気的な接続が不確実な場合には盤とダクトをボンド線で接続する。

(4) ダクト内部の配線は整然と並べ、端部および分岐部は回路名・行先等を表示する。

ｌ. ケーブル及びケーブルラックの施工

(1) ケーブルはその断面に適合するサドルあるいはステープルで 1m間隔以下で下地に固定する。ただし屈曲部では 500mm 以下、ケーブル相互およびケーブルとボックス・器具類の接続部は[illegible]する。

(2) 梁下の渡り[illegible]0mm を超える場合は、ケーブルを支持する補助[illegible]

(3) ケー[illegible]部より力がかからない場合は、転がし[illegible]

(4) ケ[illegible]mm 以内に支持枠、結束線などを用[illegible]

(5) ケー[illegible]量に対して適切な大きさのものとする[illegible]

(6) 発熱の[illegible]い。

(7) ケーブル[illegible]

(8) ケーブルが構造[illegible]シース材で保護し、シース材を適当な方法で固定する。

(9) 鋼製ケーブルラックは、建物の構造体にインサートボルトあるいはあと施工アンカーボルトにより、水平部で 2000mm 間隔、垂直部で 3000mm 以下の間隔に固定する。アルミニウム合金製のケーブルラックでは、水平部で 1500mm 間隔、垂直部で 2000mm 以下の間隔に固定する。

m. 端子盤

端子盤の外枠は仕上げ面の位置を考えて構造体あるいは型枠に強固に取付ける。

n. 位置ボックス及びジョイントボックス等の設置

位置ボックス使用上の種類は表－4 による。ただしアンダーカーペット配線用とする場合は特記による。

表－４　位置ボックス及びジョイントボックス等の使用種別

電話用アウトレット	中形四角アウトレットボックス深さ 44mm （壁用） 八角形ボックス深さ 54mm・75mm（天井用）
テレビ用アウトレット	大型四角アウトレットボックス深さ 44mm 中形四角アウトレットボックス深さ 44mm
押しボタン	中形四角アウトレットボックス深さ 44mm
スポット形感知器	八角形ボックス深さ 54mm・75mm 中形四角アウトレットボックス深さ 54mm
火報発信機	大型四角アウトレットボックス深さ 54mm
自動扉開閉センサ装置機	大型四角アウトレットボックス深さ 54mm

o. アンダーカーペット配線

アンダーカーペット方式で弱電配線を行う場合は特記による薄型電線（フラットケーブル）を使用し、強電配線と交差しないように配線路を計画する。

やむを得ず交差する場[illegible]保護層として挿入し、移動せぬように固定する。

p. フリーアクセ[illegible]

(1) フリー[illegible]部的に厚積みとならぬように留意し、強[illegible]

強電回[illegible]配線する。

(2) 配線[illegible]裕を持たせて配線する。

(3) 配線[illegible]て整理する。

q. ケーブル[illegible]

(1) ケーブル[illegible]法の規定に適合するものとし、日本建築センタ[illegible]とする。

(2) 特記で指定のあ[illegible]も上記に準じる。

r. 接　　地

(1) 接地を要する機器は下記によるほか、２．接地工事による。

表－5　接地を要する弱電機器の接地抵抗値と導線断面積平方 mm

配線盤	接地抵抗値	10Ω 以下	14.0 以上
局線端子箱、保安装置付き端子箱	〃	100Ω 以下	1.6 以上
テレビ用ブースタ	〃	100Ω 以下	1.6 以上

（2）接地線は強電の接地線と共用しない。

（3）建物本体や基礎の鉄筋コンリートの鉄筋を接地として利用する場合も表－5 に示す接地抵抗値以下とする。

3）電話設備の施工

ａ．引込み

（1）地中引込みか[illegible]水の侵入しないように曲げ管等を使用し、管路の接続も確[illegible]

（2）架[illegible]うな高さとし、管路は建物から突出して下向[illegible]

（3）[illegible]路は近い位置に設ける。

ｂ．屋[illegible]

（1）[illegible]との間の区間の曲り部分は 3 箇所以

（2）[illegible]との間の区間の曲り部分は 5 箇所以内か[illegible]

（3）1 箇[illegible]

（4）管路の[illegible]、屋内線ではノーマルベンドも可とする。

（5）1 区間は直管路[illegible]あるいは接近した直角曲りは 2 箇所以下とする。

（6）垂直な管路にケーブルを収容する場合は、1 階以下かつ 8m 以下を 1 区間とする。

ｃ．離隔条件.

（1）地中埋設の電話配管と他の管路との離隔条件は下記による。ただし堅牢な耐火性の隔壁のある場合を除く。

高圧電力線以下で 300mm 以上、7kV 超では 600mm 以上とする。

ガス管、水道管、下水管との離隔距離は平行で 300mm 、交差で 150mm とする。

（2）電話屋内配線と他の配管との離隔条件は下記による。

低圧電力線に対し、同一のダクト、プルボックス、線ぴ (樋)に収容する場合は堅牢な隔壁を設ける。高圧ケーブル、碍子引込み線に対しては、150mm 以上とする。

ｄ．端末側の取付け

（1）アウトレットボックスは蓋付とし用途表示を行う。

（2）端子箱（盤）には保守し易い高さに設置し、通信用配線は四隅から引き入れる。

4）テレビ共同受信設備の施工

ａ．配線

テレビ共同受信設備の配線は、インピーダンス 75Ω同軸ケーブルによる高周波分配方式による。

b．アンテナ

アンテナは監理者と協議の上で取付け位置を決定し、電界強度、ゴースト条件など受像試験により最適位
取付けは 支線等で確実な場所に固定する。

c．CATV
CA の接続手続きは施工者において行う。

d．管
しケーブルの特性を損なわないように
部分では行なわない。

e．
る。

f．分
分配
る。

g．接続の完
アンテナ及び
了後、テレビ端子側で、端子出力電圧の測定及び受像状況のテストを行う。
テレビ端子側出力はVHFでは60dBμ以上、UHF では65dBμ以上、UHF-BSでは57dBμ以上とする。
これらの出力が得られぬ場合は、アンテナの位置の調整、ブースタの調整を行う。

h．報　告
試験の結果は報告書にまとめて監理者に提出する。

5）インターホン設備の施工

a．屋外の端末側
屋外の端末側
うな場所の選定や施工上の留意を行う

b．インター
イン
工は専門業者に委託する。

c．開閉
自
パネルを設置する。操作盤は雨水や粉塵

6）構内
a．一
構内
構内情報配線システム」に適合する工事に実績

b．ネットワーク
ネットワーク管理装置

c．無線 LAN

無線 LAN の送受信器は、サービスエリア内で最も適した場所で、かつ漏洩の少ない場所を選定する。

6．防災設備工事

1）自動火災報知設備の施工

a．施工者

自動火災報知設[illegible]防設備の専門業者に委託する。

b．発信機[illegible]

発[illegible]の間の高さに、表示灯は床上 1.800mm から[illegible]容易な場所に取付ける。

c．[illegible]

[illegible]形のものとする。

[illegible]る定温式感知器は耐腐食性のものとする。

[illegible] ストーブやコンロの上部、暖房の吹き出[illegible]の発熱体上部のような誤動作しやすい場所

d．煙[illegible]

煙式感[illegible]天井の高い位置とし、ストーブやコンロの上部、暖房の吹き出[illegible]ー、高圧線、トランス等の発熱体上部のような誤動作しやすい場所を避けるほか、天井吸気口のある場合はその近傍、壁や梁の側面から 600mm 以上離れた位置、及び吹き抜けのシャフト部は最上部の煙が滞留しやすい場所に設置する。

e．音響装置の取付け

火災報知用の音響装置は、床上 2000mm から 2200mm の間の高さに設ける。

f．引渡し

自動火災報知設備の引渡しにあたっては、火災報知設の対象となる設備警戒区域図を提出する。

2）住宅情報盤の施工

a．住宅情報盤の[illegible]

住宅情報盤[illegible]の影響を受けないような室内に設置する。

b．住宅情報[illegible]

住宅情報[illegible]らの機能のうちで、防火防災上の機能の設備につ[illegible]。

c．引渡し

住宅情報盤の[illegible]る機能の使用説明書を提出する。

3）非常警報装置の施工

a．施工者

非常警報装置の施工は消防設備の専門業者に施工させる。

b．発信機等の取付け

非常警報装 の間の高さに取付ける。

c．表示

隠蔽 取付ける。

d．起動

非 とし、監理者と協議して決定する。

e．音

火 mm の間の高さに設ける。

f．表示

起動装 から 2200mm の間の高さに取付ける。

4）防火戸自動開閉

a．防火戸自動開閉設備

防火戸自動開閉設備は専門業者に施工させる。

b．扉感知器

扉感知器は避難計画上支障なく、火災以外の原因で誤動作しない位置を選ぶ。

5）ガス漏れ警報装置の施工

ガス漏れ警報装置は、使用するガスの比重により、市ガスでは天井面意に近く、プロパンガスでは床面に近く設置する。